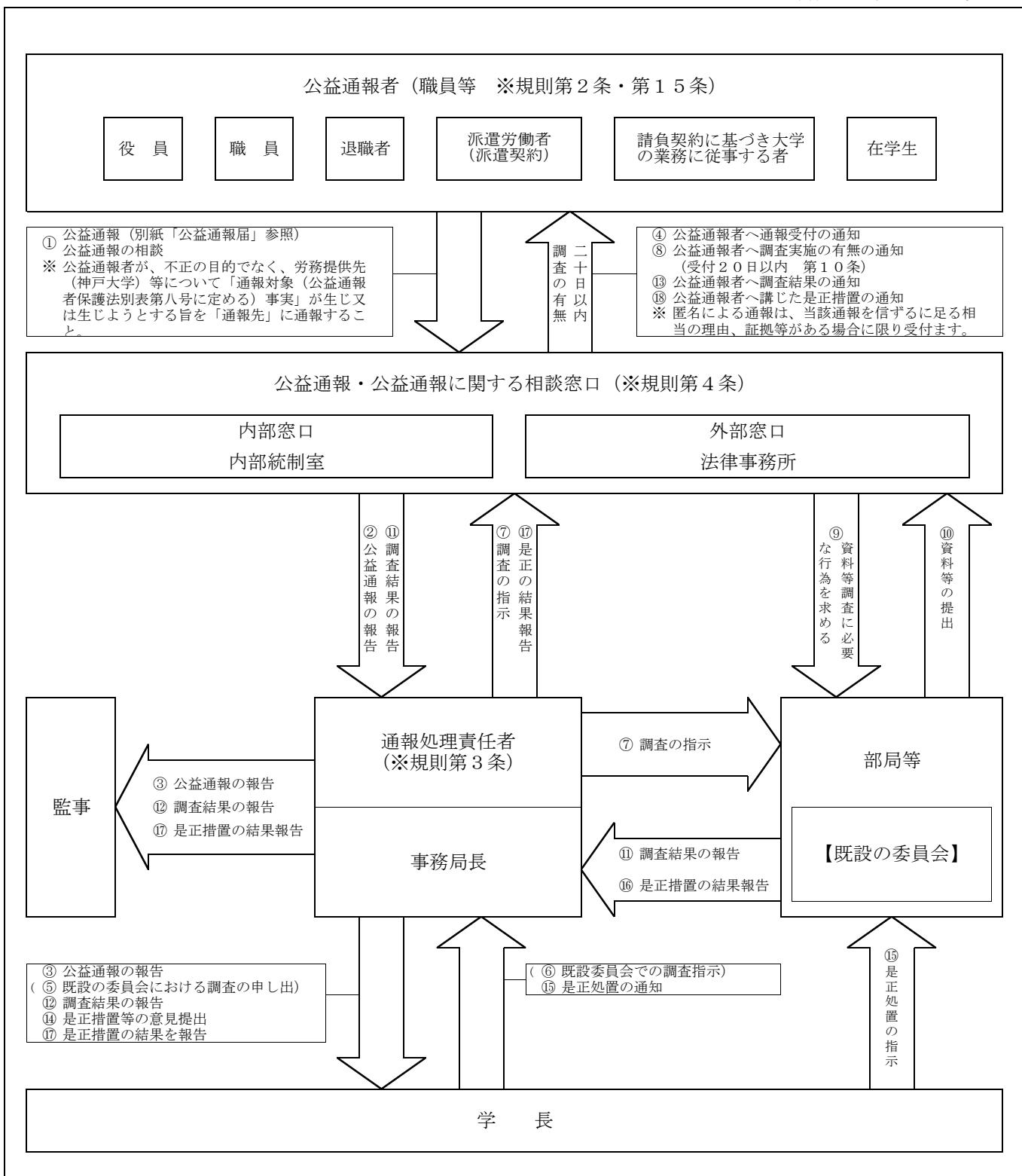


# 国立大学法人神戸大学公益通報体制図

平成29年4月1日現在



※ この公益通報体制図は、国立大学法人神戸大学における公益通報者の保護等に関する規則に定めるものである。

- |  |  |
|--|--|
| ① 公益通報、公益通報の相談<br>② 公益通報の報告（窓口から処理責任者へ）<br>③ 公益通報の報告（処理責任者から学長及び監事へ）<br>④ 公益通報者へ通報受付の通知<br>⑤ 既設の委員会における調査の申し出（処理責任者が必要と認めた場合）<br>⑥ 上記申し出に対する学長の指示<br>⑦ 内部統制室、各部局、既設委員会等への調査の指示<br>⑧ 公益通報の有無の通知<br>⑨ 部局等に対する関係資料の提出、<br>事実の証明等調査の実施上必要な行為を求める<br>⑩ 上記で求められた資料等の提出 | ⑪ 調査結果の報告<br>⑫ 処理責任者から学長及び監事へ調査結果の報告<br>⑬ 公益通報者へ調査結果の通知<br>⑭ 処理責任者から学長へは是正措置、再発防止策の意見提出<br>⑮ 是正措置の指示と処理責任者へ是正措置の通知<br>⑯ 処理責任者へ是正措置の結果を報告<br>⑰ 処理責任者から学長、監事及び内部統制室へ是正措置の結果を報告<br>⑱ 公益通報者へ講じた是正措置の通知 |
|--|--|